

令和4年第4回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和4年4月20日 午前9時00分から
- 2 場所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝		
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

5 欠席した農業委員 1名

9番委員	小檜山 祐一				
------	--------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	五十嵐功一	主任主事	渡部 恭平		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第4回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、 マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は 18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は 18名、うち1名遅参であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員8番・佐野 和枝 委員、農業委員10番・丸山 世子 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>始めに、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 農業委員 長尾 好章 委員 退席</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第13号1番について、農業委員8番佐野より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>(農業委員8番) 佐野和枝 委員 この案件につきましては、農業次世代人材投資資金を受給している新規就農者に対して、親族間での所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、4月14日午前8時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より2番から4番について説明願います。</p> <p>議案第13号2番から4番について、推進委員5番佐藤より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、4月16日午前10時30分より、地区担当委員3名が申請書記</p>

<p>会 長 (推進委員 2 番) 島影盛継 委員</p>	<p>載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p> <p>門田地区担当委員より 5 番について説明願います。</p> <p>議案第 1 3 号 5 番について、推進委員 2 番島影より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、4 月 1 5 日午前 9 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 1 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 1 3 号は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>長尾 好章 委員 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 1 4 号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>(※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 手代木 久司 委員 退席 農地利用最適化推進委員 高橋 一美 委員 退席</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より 1 番から 3 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 8 番) 佐藤恒男 委員</p>	<p>推進委員 8 番佐藤より議案第 1 4 号利用権設定の 1 番から 3 番について、ご報告いたします。 なお、1 番につきましては一箕地区の農地も含んでおりますが、面積が多い南四合・町北地区からご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1 番の案件については、農家間における利用権設定で、2 番から 3 番につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 1 4 日午前 9 時 3 0 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>神指地区担当委員より 4 番から 6 番について説明願います。</p>

<p>会 長 (推進委員 5 番) 佐藤直意 委員</p>	<p>推進委員 5 番佐藤より議案第 1 4 号利用権設定の 4 番から 6 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 1 6 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>門田地区担当委員より 7 番から 1 2 番について説明願います。</p>
<p>会 長 (推進委員 2 番) 島影盛継 委員</p>	<p>推進委員 2 番島影より議案第 1 4 号利用権設定の 7 番から 1 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>7 番から 9 番につきましては、農家間における利用権設定で、1 0 番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>また、1 1 番から 1 2 番につきましては、門田第 4 地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 1 5 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>大戸地区担当委員より 1 3 番について説明願います。</p>
<p>会 長 (推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>推進委員 1 1 番二瓶より議案第 1 4 号利用権設定の 1 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 1 7 日午後 3 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>湊地区担当委員より 1 4 番から 2 2 番について説明願います。</p>
<p>会 長 (農業委員 4 番) 渡部一夫 委員</p>	<p>農業委員 4 番渡部より議案第 1 4 号利用権設定の 1 4 番から 2 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 4 番から 1 6 番については、農地の効率的利用を図るための農家間における利用権設定です。</p> <p>また、1 7 番から 2 2 番については、下馬渡地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4 月 1 5 日午後 6 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>荒井地区担当委員より 2 3 番について説明願います。</p>
<p>会 長 (推進委員 12 番) 鈴木純一 委員</p>	<p>推進委員 1 2 番鈴木より議案第 1 4 号利用権設定の 2 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし</p>

<p>会 長 (農業委員 2 番) 多田善信 委員</p>	<p>て、調査チェック表に基づき、4月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>川南地区担当委員より24番から36番について説明願います。</p> <p>農業委員2番多田より議案第14号利用権設定の24番から36番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>24番から34番の案件については、農家間における利用権設定であり、35番から36番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4月15日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>館ノ内地区担当委員より37番から40番について説明願います。</p>
<p>会 長 (農業委員 16 番) 渡部裕末 委員</p>	<p>農業委員16番渡部より議案第14号利用権設定の37番から40番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4月15日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>八田地区担当委員より41番から42番について説明願います。</p>
<p>会 長 (推進委員 6 番) 菅井洋一 委員</p>	<p>推進委員6番菅井より議案第14号利用権設定の41番から42番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>41番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定で、42番につきましては新規就農者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4月14日午前9時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします</p> <p>日橋地区担当委員より43番から49番について説明願います。</p>
<p>会 長 (農業委員 11 番) 吉田和明 委員</p>	<p>農業委員11番吉田より議案第14号利用権設定の43番から49番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>43番から45番につきましては農家間における利用権設定で、46番と47番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。</p> <p>48番番から49番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4月17日午後2時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>堂島地区担当委員より50番から55番について説明願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>推進委員17番棚木より議案第14号利用権設定の50番から55番について、ご報告いたします。</p>

(推進委員 17 番)
棚木信治 委員

詳細については議案書記載のとおりであります。
50番から52番の案件については農家間における利用権設定であり、53番から55番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。
申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、4月17日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

会 長

各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。

(なし の声あり)

会 長

それではお諮りします。議案第14号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

会 長

満場ご異議ないものと認めます。
よって、議案第14号は原案のとおり決せられました。

手代木 久司 委員 着席
高橋 一美 委員 着席

会 長

次に報告に移ります。
報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第8号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、及び報告第9号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。
事務局より報告願います。

事務局

報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から9番について、事務局よりご報告いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。
これらの案件につきましては、全て相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

次に、報告第8号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。
これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。

なお、都市計画法上の意見としまして、「令和4年3月9日付け会津若松市指令開第2087号で許可した開発行為の内容を遵守すること」との意見が付されております。

次に、報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

届出の詳細については、議案書記載のとおりです。
これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。

なお、都市計画法上の意見としまして、全ての事案に対し、

会 長	<p>①隣接する土地との境界を明確にしてください。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。 との意見が付されているのに加え、2番には ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。 ⑤宅地開発面積が1,000㎡を超える場合は、開発許可が必要となるので開発管理課と協議してください。 との意見が付されております。 報告は以上でございます。</p> <p>以上、報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午前9時30分 閉会を宣言する。)</p>
-----	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年4月20日

会津若松市農業委員会 会長

8番農業委員

10番農業委員